

生徒指導規程

尾道市立浦崎小学校

【目的】

本来、学校は子ども達が夢や希望を持って自主的、自発的に活動し、自己実現できる場でなければならない。しかしながら、急激に進む少子化や都市化の影響、低下する家庭や地域社会の教育力などを背景として、いじめ、不登校、暴力行為等が生起するなど、子ども達を取り巻く状況は深刻となっている。

このような状況の中で、学校に求められているものは、自ら学び、考えるという確かな学力をつけていくとともに、規範意識や倫理観、他者への思いやりの心など、集団や社会の一員としての自覚や豊かな人間性を育むことである。

このため、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互に協力し、子ども達の確かな成長を実現したい。

そのための基本的な約束事（ルール）を次のように確認する。

1 遅刻への指導

【確認事項】

- ・ 8時20分までに教室にいない場合は遅刻とする。

【対応】

- ・ 朝の会までに連絡ない場合は、家庭連絡し、体調等を確認めます。
- ・ 遅刻が週3回に及び場合は、家庭連絡し、改善策を協議します。

2 服装・頭髪・アクセサリなどへの指導

【確認事項】

(1) 服装について

- ・ 名札をつける。
- ・ ソックスは白色。
- ・ 通学靴は白の運動靴。
- ・ 帽子は学校指定のもの。
- ・ 通学カバンは、ランドセルを使用する。

① 冬服 <男子>

- ・ 紺色の上着（規定服）
*上着からシャツの裾を出さないこと。
- ・ 白色のカッターまたはポロシャツ（規定服）（ワンポイントがないもの）
- ・ 紺色の半ズボン

<女子>

- ・ 紺色の上着（規定服）
- ・ 白色のブラウスまたはポロシャツ（規定服）（ワンポイントがないもの）
- ・ 紺色のスカート

*冬季は、防寒用として、規定服の下に、セーター、カーディガンやトレーナー(紺・黒・グレー・白系統でフードがないもので、上着からはみ出さないよう)を着用してもよい。

*風邪などで、体調が悪い児童は、長ズボンをはいてもよい。(担任に事前連絡)

*シャツのえり首から見えるような下着はさける。

*気温が低い時は、規定服の上にコート等の防寒服、手袋等の防寒具を着用してもよい。

ただし、派手な色の物、安全上厚手の物やフード付の物は避ける。(着用時期については、生徒指導部より児童を通して知らせる)

② 夏服（ズボン、スカートは冬服と同じ基準）

＜男子＞

- ・上着－白色のカッターシャツまたはポロシャツ（シャツはズボンの中に入れること。）

＜女子＞

- ・上着－白色のブラウスまたはポロシャツ（スカートのの中に入れること。）

（２）頭髪について

- ・学習の妨げにならない髪型とする。
- ・留め具や結びひもは黒色、こげ茶色、紺色としていずれも華美なものは避ける。
- ・パーマ、カール、毛染め・脱色、整髪料等はしない。
- ・マニキュアなど爪への装飾はしない。
- ・色つきリップクリームは使わない。

【対応】

- ・教職員が気づいた場合は、その場で指導します。
- ・集会等で服装指導等を行います。
- ・アクセサリを身につけていたらはずさせます。（預かる）
- ・その場で違反は直させます。修正が必要な場合は、猶予期間を設定します。
- ・著しい違反がある場合は、特別な指導を行います。
- ・違反が改善されない場合は、保護者に来校してもらい、特別な指導を行います。

3 学校や教室からの外出への指導

【確認事項】

- ・授業はじめに、担任等で確認する。
- ・授業中の出入りを確認する。

【対応】

- ・所在がわからない場合は、空き時間の教職員で探します。その日に保護者に連絡します。
- ・違反が度重なる場合は、別室で指導を行います。
- ・違反が改善されない場合は、保護者に来校してもらい、特別な指導を行います。

4 授業妨害への指導

【確認事項】

- ・授業者が他の児童が落ち着いて学習できない状況にあるかを判断する。

【対応】

- ・授業者が指導します。その後、担任に授業の様子を連絡します。
- ・他の教職員が気づいた場合は、職員室に連絡します。
- ・指導に従わない場合は、他の教職員に連絡するとともに、状況によっては場所を変え、指導します。（背景・要因を出来るだけ掴む）
- ・改善が見られない場合は授業への参加を認めず、特別な指導を行います。
- ・その日のうちに保護者に連絡を取り、家庭での指導の協力をお願いします。

5 不必要な物の所持への指導

【確認事項】

- ・授業に不要な物の持ち込みは禁止。

【対応】

- ・不要な物を預かり、放課後返却します。
- ・度重なる場合は、保護者に連絡をし、特別な指導を行います。

6 携帯電話の所持への指導

【確認事項】

- ・原則、携帯電話の持ち込みは禁止。
- ・必要があって持ってきた場合は、預かる。

【無断で持ってきた場合の対応】

- ・1回目は預かり、放課後返却します。また、保護者へ連絡します。
- ・2回目以降は預かり、児童と保護者に来校してもらい、今後の取り扱いについて確認が出来た時点で返却します。

7 児童間トラブルへの指導

(1) 暴力（児童間暴力・対人暴力）

【対応】

- ・直ちに複数の教職員が現場に駆けつけ、けがの状況を確認します。（場合によっては、保護者に連絡を取り病院へ連れて行く）
 - ・当事者から事情を聞きます。（別室で）
 - ・双方の話を合わせ、事実確認をします。
 - ・担任、生徒指導部、管理職で今後の対応を検討します。
 - ・教職員間で今後の指導方針を確認します。
 - ・保護者に連絡を取り、状況を伝え、加害者の保護者には、学校に来てもらい、今後の対応を相談し、特別な指導を行います。
 - ・場合によっては、関係機関（教育委員会・警察等）と連携をとります。（以下関係機関は同様の内容とする。）
- *喫煙、シンナー、薬物乱用等についても、同様の対応をします。

(2) 金銭トラブル（金銭強要）

【対応】

- ・被害者から状況を聞きます
- ・加害者から事情を聴取します。
- ・双方の話を合わせ、事実確認し、指導する。
- ・担任、生徒指導部、管理職で今後の対応を検討します。
- ・教職員間で今後の指導方針を確認します。
- ・保護者に連絡を取り、状況を伝え、加害者の保護者には、学校に来てもらい、今後の対応を相談し、特別な指導を行います。
- ・場合によっては、関係機関と連携をとります。

(3) いじめ

【対応】

- ・関係児童から事情を聞き、事実を把握します。
- ・担任、生徒指導部、管理職で今後の対応を検討します。
- ・教職員間で今後の指導方針を確認します。
- ・加害者の保護者に連絡を取り、学校に来てもらい特別な指導を行い、家庭での指導の協力をお願いします。
- ・被害者に対しては、家庭訪問を行い、事実と指導内容、今後の支援についての方向性を伝えます。
- ・場合によっては、関係機関と連携をとります。

8 器物破損への指導

〔対応〕

- ・直ちに複数の教職員で現場に駆けつけ、破損状況を確認します。

〈関係児童がわかった場合〉

- ・関係児童から状況を聞きます。
- ・担任、生徒指導部、管理職で今後の対応を検討します。
- ・教職員間で今後の指導方針を確認します。
- ・故意の行為の場合には、保護者に連絡を取り、学校に来てもらい特別な指導を行います。（現場を見てもらう。修理、弁償について話をする）

〈関係児童がわからなかった場合〉

- ・児童から出来るだけ多くの情報を集めます
- ・場合によっては、集会で児童に訴えます。
- ・場合によっては、関係機関と連携をとります。

9 保健室の利用・早退・欠席への指導

〔確認事項〕

- ・欠席の場合は、必ず学校へ連絡してもらう。
- ・休憩時間に保健室へ行く場合は、担任に連絡してから行く。
- ・授業中に保健室へ行く場合は、担任の許可をもらって行く。

〔対応〕

- ・朝の会までに連絡がない場合は、家庭へ連絡します。
- ・保健室で休養しても回復しない場合は、保護者に連絡を取り迎えに来てもらいます。
- ・児童の健康状態等について、養護教諭と担任とで連絡を取り合います。
- ・場合によっては、関係機関と連携をとります。

10 教職員への暴言、暴力への指導

〔対応〕

- ・直ちに複数の教職員が現場に駆けつけます。
- ・関係児童を別室に移動させ、状況を聞きます。
- ・関係教職員から話を聞きます。（場合によっては、診断書をとる）
- ・管理職へ報告します。
- ・場合によっては、関係機関と連携をとります。
- ・保護者に連絡を取り、学校に来てもらい、事情を説明し、特別な指導を行います。

11 特別な指導について

- (1) 特別な指導では、説諭・反省文を書かせる等、発達段階に応じた反省指導を行います。
- (2) 特別な指導は、必ず複数教職員で指導します。必要に応じて管理職も指導に入ります。
- (3) 特別な指導は、別室にて行い、その後担任・生徒指導主事などが保護者と連絡を行います。
- (4) 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとります。
- (5) 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたります。